平成26年

第4回市議会定例会 議案第11号

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備および 運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 の制定について

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備および 運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 (函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備および運営に関 する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備および運営 に関する基準等を定める条例(平成25年函館市条例第14号)の一 部を次のように改正する。

第51条第8項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、 「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

(函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を 定める条例(平成25年函館市条例第16号)の一部を次のように改 正する。

第2条第2項第3号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第 2項」に改める。

(はこだて療育・自立支援センター条例の一部改正)

第3条 はこだて療育・自立支援センター条例(平成23年函館市条例 第42号)の一部を次のように改正する。 第4条第1項第2号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第 2項」に改め、同項第3号中「第6条の2第6項」を「第6条の2の 2第6項」に改める。

第7条第2項第1号ア中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2 第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法の一部改正に伴い規定を整備するため